

### 問3 商標出願の指定商品又は指定役務の補正の留意点

商標出願の指定商品又は指定役務の補正について留意すべきことは。

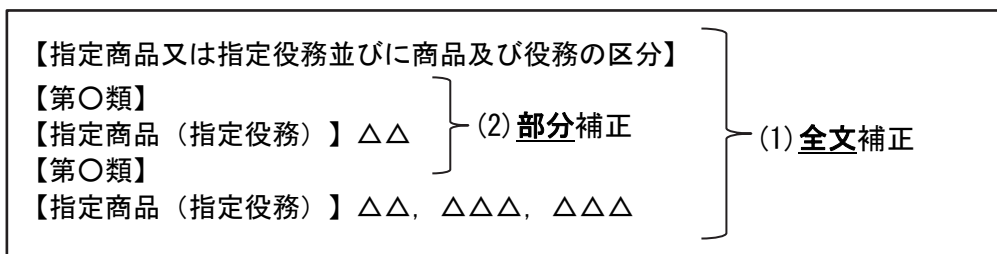
- 指定商品又は指定役務の一部削除や範囲を減縮する補正、区分の誤記の補正は可能ですが、指定商品又は指定役務を出願時に表示したものから追加させる補正はできません。  
また、本来意図していた内容への補正とは異なるものであったとしても、手続上、有効な手続補正書の提出後は、その補正書を取り下げる等の手続はできません。
- 指定商品・指定役務の補正ができる時期は、事件が審査・審判に係属している場合に限られます。

商標の指定商品又は指定役務や商品及び役務の区分の補正手続については、次に掲げるような不備事項が特に多く見受けられるため、手続を行う上での留意点についてまとめました。

#### <はじめに>

出願時の指定商品又は指定役務や商品及び役務の区分を補正する方法には、「全文補正」と「部分補正」とがあります。

- (1) 全文補正：「指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分」を単位に補正
- (2) 部分補正：商品・役務が属する区分（第○類）を単位に補正



\* 指定商品（指定役務）や商品・区分の補正手続に関する詳細は、特許庁ホームページ「手続補正書（商標出願の指定商品又は指定役務の補正）の書き方について」

(<https://www.jpo.go.jp/system/process/shutugan/madoguchi/info/faq-after-filing/hose-shohyo/index.html>) も参照してください。

## 1. 指定商品（指定役務）の一部を変更する場合の補正例

次の<図A>のように、「第9類」と「第16類」の2区分で出願したとします。

### <図A>出願時の指定商品（指定役務）の内容

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第9類】

【指定商品（指定役務）】家庭用テレビゲームおもちゃ，ビデオカメラ

【第16類】

【指定商品（指定役務）】かるた

### 【第9類の「ビデオカメラ」を削除する場合】

第9類の「ビデオカメラ」を削除する補正を行う場合、手続補正書は、次の<図B>又は<図C>のように記載します。

### <図B> 全文補正する場合の記載例

【手続補正1】

【補正対象書類名】商標登録願

【補正対象項目名】指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分

【補正方法】変更

【補正の内容】

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第9類】

【指定商品（指定役務）】家庭用テレビゲームおもちゃ

【第16類】

【指定商品（指定役務）】かるた

### ポイント

全文補正する場合は、権利化したい指定商品（指定役務）や区分をすべて記載します。

ここでは「第9類」の指定商品だけを変更するが、変更を要しない「第16類」の指定商品（「かるた」）も記載しないと、「第16類」は削除されたことになるので注意が必要です。

## <図C>部分補正する場合の記載例

【手続補正1】	
【補正対象書類名】	商標登録願
【補正対象項目名】	<b>第9類</b> ←
【補正方法】	変更
【補正の内容】	※同じ区分を記載します
<u>【第9類】</u> ←	
【指定商品（指定役務）】	家庭用テレビゲームおもちゃ

### ポイント

部分補正する場合は、【補正対象項目名】の欄に記載した区分の指定商品（指定役務）だけが変更されます。

ここでは、「第9類」の指定商品のみが変更され、願書に記載した「第16類」の指定商品（「かるた」）は補正の対象外であるため変更されません。

<誤った記載例(1)> 第16類がすべて削除される

次の図のように記載すると、第9類は正しく補正されますが、第16類は削除されてしまい、意図しない補正手続となってしまいます。

<b>【手続補正1】</b> <b>【補正対象書類名】</b> 商標登録願 <b>【補正対象項目名】</b> 指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分 <b>【補正方法】</b> 変更 <b>【補正の内容】</b> <b>【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】</b> <b>【第9類】</b> <b>【指定商品（指定役務）】</b> 家庭用テレビゲームおもちゃ	<b>誤った例</b>
---	-------------

**【補正対象項目名】**の欄に「指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分」と記載したときは、権利化したい区分や指定商品（指定役務）をすべて記載してください。

誤って補正により削除した区分や指定商品（指定役務）を、後から別の補正により追加することは認められませんのでご注意ください。

<誤った記載例(2)> 「**【補正方法】** 削除」として、削除する指定商品を記載

第9類の指定商品「ビデオカメラ」を削除する場合、次の図のように、**【補正の内容】**の欄を設けて、削除する指定商品（「ビデオカメラ」）を記載することはできません。

<b>【手続補正1】</b> <b>【補正対象書類名】</b> 商標登録願 <b>【補正対象項目名】</b> 第9類 <b>【補正方法】</b> <u>削除</u> <b>【補正の内容】</b> <b>【第9類】</b> <b>【指定商品（指定役務）】</b> <u>ビデオカメラ</u>	<b>誤った例</b>
	} 記載不要

「**【補正方法】** 削除」は、願書に記載した区分すべての指定商品（指定役務）を削除するときに記載します。

## 2. 誤った区分に記載した指定商品（指定役務）の一部を変更する場合の補正例

次の<図A>のように、第2類「化学品」と「染料」で出願したとします。

### <図A> 出願時の指定商品（指定役務）の内容

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】  
【第2類】  
【指定商品（指定役務）】 化学品, 染料

### 【第2類の「化学品」を「第1類」に変更する場合】

指定商品「化学品」の区分が「第1類」に該当するため、「化学品」の区分を「第2類」から「第1類」に変更します。この場合の補正書は、次の<図B>又は<図C>のように記載します。

### <図B> 全文補正する場合の記載例

【手続補正1】  
【補正対象書類名】 商標登録願  
【補正対象項目名】 指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分  
【補正方法】 変更  
【補正の内容】  
【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】  
【第1類】  
【指定商品（指定役務）】 化学品  
【第2類】  
【指定商品（指定役務）】 染料

### ポイント

全文補正する場合は、権利化したい指定商品（指定役務）や区分をすべて記載します。

ここで、次の図のように、第1類「化学品」だけ記載してしまうと、第2類「染料」は削除されたことになるので注意が必要です。

<図> 誤った記載例（第2類「染料」が削除される）

【手続補正1】  
【補正対象書類名】 商標登録願  
【補正対象項目名】 指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分  
【補正方法】 変更  
【補正の内容】  
【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】  
【第1類】  
【指定商品（指定役務）】 化学品

誤った例

## <図C> 部分補正する場合の記載例

【手続補正 1】	
【補正対象書類名】	商標登録願
【補正対象項目名】	<u>第 2 類</u>
【補正方法】	<u>変更</u>
【補正の内容】	
【第 2 類】	
【指定商品（指定役務）】	染料
【手続補正 2】	
【補正対象書類名】	商標登録願
【補正対象項目名】	<u>第 1 類</u>
【補正方法】	<u>追加</u>
【補正の内容】	
【第 1 類】	
【指定商品（指定役務）】	化学品

### ポイント

複数の区分を補正する場合、補正する区分ごとに【手続補正〇】の欄を繰り返し記載します。

【手続補正 1】では、第 2 類の指定商品を「染料」に変更します。（これにより第 2 類の指定商品から「化学品」は削除されます。）

【手続補正 2】では、指定商品「化学品」の正しい区分である「第 1 類」を追加します。

なお、このとき、区分の数が出願時より 1 区分追加することとなるため、追加する区分の数に相当する手数料の納付（1 区分につき 8,600 円）が必要となります。この場合、手続補正書には 【手数料の表示】の欄を記載し、選択した納付方法により手数料を納付してください。

<誤った記載例(1)> 1つの補正記事で複数の区分を記載

次のように、【補正対象項目名】の欄に「第1類」「第2類」と区分を複数記載することや、【補正方法】の欄に「変更」や「追加」などと補正方法を複数記載することは、様式上認められません。

<p>【<b>手続補正 1</b>】 【補正対象書類名】 商標登録願 【補正対象項目名】 <b>第1類、第2類</b> 【補正方法】 <b>変更、追加</b> 【補正の内容】 【第1類】 【指定商品（指定役務）】 化学品 【第2類】 【指定商品（指定役務）】 染料</p>	<p>誤った例</p>
--	-------------

複数の区分を部分補正により変更するときは、【手続補正1】【手続補正2】のように、補正する区分ごとに【手続補正○】の欄を繰り返し設けて記載してください。

<誤った記載例(2)> 【補正対象項目名】と【補正の内容】の欄配下の区分が不一致

ここで、次の図のように、【補正対象項目名】と【補正の内容】欄に記載した区分が一致していない部分補正は認められません。

<p>【<b>手続補正 1</b>】 【補正対象書類名】 商標登録願 【補正対象項目名】 <b>第2類</b> ← 【補正方法】 変更 【補正の内容】 【<b>第1類</b>】 ← 【指定商品（指定役務）】 化学品</p>	<p>誤った例</p>
---	-------------

※同じ区分を記載します

複数の区分を部分補正により変更するときは、【手続補正1】【手続補正2】のように、補正する区分ごとに【手続補正○】の欄を繰り返し設けて記載してください。

指定商品（指定役務）や商品・区分の補正手続に関する詳細は、特許庁ホームページ「[手続補正書（商標出願の指定商品又は指定役務の補正）の書き方について](https://www.jpo.go.jp/system/process/shutugan/madoguchi/info/faq-after-filing/hos-e-shohyo/index.html)（<https://www.jpo.go.jp/system/process/shutugan/madoguchi/info/faq-after-filing/hos-e-shohyo/index.html>）も参照してください。